

# 運転免許の取得をご希望の方 及びそのご家族の方などへのお願い

運転免許及び仮運転免許の取得、運転免許の更新時には、次の病気  
症状の有無に対する質問票への回答が必要です。ご自身の症状につい  
て正確に申告してください。

認知症、統合失調症、てんかん、再発性の失神、そううつ病、  
無自覚性の低血糖症、睡眠障害、その他運転に支障のあるもの

虚偽の申告があった場合は、罰則が適用されることがあります。

- 過去に上記の病気症状に該当があった方、(治療後含む)は、運転  
免許取得時に問診、医師の診断書の提出が必要になる場合があります。  
また、症状によっては、運転免許の保留、停止、取り消しを受  
ける場合がありますので、事前に運転免許センター運転適性相談窓口  
へ相談してください。
- 体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、  
運転を控えてください。  
(処方されている薬を飲み忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど)
- 運転に支障のある状況が長期間続く場合や頻繁にある場合は、  
運転免許センター運転適性相談窓口にご相談ください。

三重県警察 運転適性相談窓口  
運転免許センター内 適性相談係  
☎ 059-229-1212  
(音声ガイダンスに従ってください。)  
安全運転相談ダイヤル #8080

